

勤労者の住宅建設の促進と福祉の向上のために

勤労者住宅資金利子補給



▼対象(全てに該当する人)

- ① 給与所得者
- ② 金融機関から資金を借り入れ、町内に専用住宅を新築または新築された専用住宅を購入した人
- ③ 当該住宅に住民登録(住民票)があり居住している人
- ④ 町税を完納している人
- ⑤ **令和2年2月から令和3年1月の間に借入金の返済を開始した人**

※共有住宅にあつては代表者1人の申請となります。

▼利子補給の金額および期間

金融機関へ支払った利子額のうち、借入額1千万円以内に対して年利1.0%の利率で計算した額を限度とします。交付期間は、借入金の返済を開始した月から1年以内です。

▼申請期間(開庁時間)

令和4年1月4日(火)～31日(月)

▼申請に必要なもの

- ① 吉岡町勤労者住宅資金利子補給金交付申請書(様式第1号)
 - ② 住宅新築調書(様式第2号)
 - ③ 利子支払証明書(様式第3号)
- ※資金を借り入れた金融機関

に記入してもらう書類です。証明書の発行期間は金融機関により異なります。申請期間に間に合うようあらかじめ金融機関に確認してください。

- ④ 融資機関の返済予定明細表の写し(補助対象の1～12回目)
- ⑤ 建物平面図の写し(間取りが確認できる図面)
- ⑥ 請負契約書の写しまたは売買契約書の写し
- ⑦ 建築主事の建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写しまたは指定確認検査機関の建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証の写し

- ⑧ **令和3年**給与所得の源泉徴収票の写し
 - ⑨ 町税の完納証明書(令和4年1月発行の証明書)
- ※証明手数料は自己負担です。各様式は産業振興室窓口で受け取るか町ホームページからダウンロードしてください。

▼申請・問い合わせ先

産業観光課 産業振興室
☎26・2280(直通)

保険医療費の自己負担分を助成

福祉医療制度



福祉医療制度は、皆さまの税金でまかなわれています。将来にわたり維持していくために、制度の仕組みや目的をご理解のうえ、受診してください。特に**他の公費負担医療制度との併給**などにご協力をお願いします。

高校生世代の入院費などを助成

令和3年4月1日から、高校生世代の入院費などを助成しています。

▼対象

※都度、申請が必要です。
15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に入院した人(入院に係る

医療給付を受ける人)

※就労者も助成対象です。

▼対象額

令和3年4月診療以降の入院時における保険診療の自己負担分(入院の医療費と食事代)

▼申請に必要なもの

- 領収書 保険診療点数の入ったもの。(レシートは不可。)
 - 振込先がわかるもの
 - 健康保険証
- ※社会保険に加入している人は、この他に保険者による支給決定通知書または不支給決定通知書などが必要です。

▼申請・問い合わせ先

住民課 住民保険室
☎26・2249(直通)

宝くじ助成事業を活用 自治会の備品を購入しました

次の自治会では、「魅力あるコミュニティ助成事業」の助成金を受け、新たな備品を購入しました。この事業は、公益財団法人群馬県市町村振興宝くじ(通称サマージャンボ宝くじ)の収益金によるもので、自治会のコミュニティ行事などに必要な備品整備を助成し、今まで以上に充実した取り組みを目指すものです。

小倉自治会 舞扇30本、
菅笠15枚、半纏(子ども用)40枚、
半纏(大人用)20枚

上野田自治会 エアコン2台

南下自治会 エアコン2台

▶問い合わせ先
住民課 協働環境室
☎26-2245(直通)





雪の季節です！
情報の入手方法の確認を

よしかほっとメール

登録すると、スマホやパソコンに防災・防犯情報や
くらしの情報などが配信されます。

URL <https://service.sugumail.com/yoshioka/member/>

URLを入力またはQRコードを読み取るか、
t-yoshioka@sg-m.jpへ空メールを送信してください。

テレビリモコン「d」ボタン

地上デジタル放送テレビのデータ放送を通じて、気象情報・雨量情報・水位情報の
ほか、町が発信する避難情報などをいち早く見ることができます。

問い合わせ先 総務課 安全安心室 ☎26-2243(直通)

登録はこちら



今月の手話

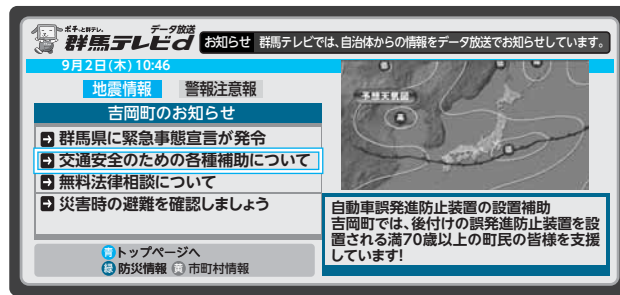
「何？」



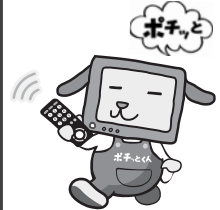
右手の人差し指を立てて、
胸の前で左右に振ります。

群テレ3ch & dボタンを押してみよう！

町の情報をテレビでチェック!! 災害発生時の避難情報や、
暮らしに役立つ情報などを随時発信しています。



画像はイメージ



使い方かんたん！

- 1 テレビのチャンネルを
群馬テレビ(3ch)にあわせませう。
- 2 リモコンの
「dボタン」を押します。
- 3 「吉岡町のお知らせ」を選び
決定ボタンを押します。

★吉岡町の
お知らせボタンが表示されない場合は
「市町村情報」→「吉岡町」の順で操作
してください。
または、テレビ本体の郵便番号設定を
することで表示されます。

※操作方法がわからない場合
はお問い合わせください。

●問い合わせ先 総務課 安全安心室 ☎26-2243(直通)

情報たくさん！

防災情報

- 避難情報
- 避難所情報

お知らせ

- イベント情報
- 休日当番医
- 新型コロナウイルス関連情報
- 各種申請手続き・助成金 等

※あくまで一例であり、情報は自治体ごとに異なります。

月1で学ぶ！ 消費者の賢コソ 18歳からの消費生活① ークレジットカードー

2022年4月からの成年年齢の引き下げで、18歳からクレジットカードの契約ができるようになります。便利な決済手段である反面、よく理解して使うことが大切です。

クレジットカードとは

クレジットカード契約は、消費者・クレジット会社・販売店の三者間で結びます。消費者がカードを使うと、クレジット会社が代金を販売店に立て替えて支払い、翌以降に消費者の銀行口座から引き落とします。カードをつくる時は消費者に収入状況などの支払能力を審査します。

注意するポイント

○手数料

リボ払いや分割払いを選ぶと、利用金額に加えて手数料がかかる場合があります。

○管理

不正利用被害が増えています。裏面には必ず署名しましょう。カードから目を離したり、不用意に情報を入力したりしないようにしましょう。

○延滞

延滞を放置または繰り返すと信用情報に記録され、今後ローン審査が通らないことがあります。

○利用明細の確認

使いすぎを防ぎましょう。不正利用に気づいたら、すぐにクレジット会社に連絡しましょう。

次号ではクレジットカードの注意点など事例を交えて紹介します。

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

(月～金)午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く)

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶

